

Voters

ボーターズ

2022年6月

No. 68

選挙と政治を自分事に

公益財団法人 明るい選挙推進協会

特集

参議院選挙

- ▶ 参議院選挙で問われるもの 与良 正男(毎日新聞) 4
- ▶ ネット選挙情報に関する有権者の利用状況とその背景 橋元 良明(東京女子大学) 7
- ▶ 若者の投票率向上に向けた3本の矢 齋藤 浩平(東京都立美原高校) 10
- ▶ 望む未来を選挙に託して 源 健大(Niigata選挙カレッジ) 12
- ▶ 私が選挙に行く理由 前田 喜芳(福岡市CECEUF) 13
- ▶ 参議院議員通常選挙の概要 編集部 14

巻頭言 政治はCatch Upできているか
野中 尚人(学習院大学) 3

- 明推協リレーコラム
- ▶ 「地域における明推協活動を考える」 藤盛 節子(秋田県明るい選挙推進協議会) 16
- ▶ コラム「専制政治の実像」 佐々木 毅(明るい選挙推進協会) 17
- ▶ 「子育て世代の活動について」 芳野 絵理佳(かたって、つないで) 18
- ▶ 報告「第49回衆議院議員総選挙 全国意識調査」 20
- 世界の選挙事情(第2回)
- ▶ 「イギリス議会の制度と選挙」 岩切 大地(立正大学) 22
- 選挙管理実務あれこれ(第2回)
- ▶ 「選挙啓発推進の前提となる選挙の 管理事務執行上の特色について」 小島 勇人(選挙制度実務研究会) 24



*Voters (ボーターズ): 英語で「有権者、投票者」の意味。

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



ご当地めいすいくん いろいろ

その土地の名産品、お祭り、著名人などをモチーフに、各地で選挙のめいすいくんのご当地バージョンが作成されています。

最近、協会に寄せられた「ご当地めいすいくん」をご紹介します。



やはたいぬめいすいくん
(山梨県甲斐市)



デカンショめいすいくん
(兵庫県丹波篠山市)



阿波踊りめいすいくん
(徳島県)



古代のめいすいくん
(埼玉県)



ライン下りめいすいくん
(埼玉県)



さいポッポめいすいくん
(埼玉県)



埼玉県めいすいくん
(埼玉県)



日本経済の父めいすいくん
(埼玉県)



サクラソウめいすいくん
(埼玉県)

政治はCatch Upできているか

学習院大学法学部教授 野中 尚人



ロシアのウクライナ侵略戦争は世界秩序の大転換をもたらした。この原稿を執筆している時点では、その決着は全く分からない。しかし、侵略開始から1か月が経過し、戦争犯罪の残虐さ破壊の凄まじさは誰の目にも明らかである。そして、生物・化学兵器、さらには核兵器の使用さえもが現実であり得るとも言われている。西側諸国が発動した大規模な経済制裁も、今後世界全体に深刻な影響を与えるだろう。

日本に目を転じると、アベノミクス以来の金融緩和は期待された長期的効果をもたらすことなく、社会的な沈滞にも歯止めがかかっているようには見えない。出生率は落ち込んだまま、女性の活躍や登用にも明らかな限界がある。ひたすら財政資金を投入して現状維持を図っているだけのように見える。

むしろ、ロシアによるウクライナの侵略やコロナという大問題も、少なくとも当初は突如訪れた危機であり、それへの対応が極めて難しかったことは間違いない。その意味で、政府の対応を全面的に否定するつもりはない。

しかし、我々が何かに失敗しているとすれば、それは「政治」ではないだろうか。それは言い換えれば、重大な変化に政治がCatch Upし対応することが出来ていないのではないかと、という疑問である。政権は安定しているように見えるが、その安定の裏で決定的に重要な何かを失い続けていないだろうか。

この点で最も重要なのはリーダーシップである。戦後長い間、日本のリーダーシップは自制的、あるいは受け身と言われてきた。むしろ、個性と指導力を発揮した首相もいる。しかしいずれにしても、首相の持つ制度的な権限は、この四半世紀の間に大幅に強化されたということをよく頭に入

れておく必要がある。問題は圧倒的に強められた権力を適切に行使していくことが出来るかどうかである。物事を隠し、説明せず、また放り出すような姿勢が良くないのは当然であるが、与えられた権力を背景にメディアに圧力をかけ、官僚に過剰な忖度を要求するようなリーダーシップは、当然ながら極めて危うい。

しかし同時に、そもそも政治リーダーは何をすべきか、よく考えてみなければならない。トップ・リーダーの役割は、せんじ詰めれば2つであろう。危機への対応、そして長期的に何が望ましいのか、多様性を考慮して総合的に判断し、そのための行動と説得を行うことであろう。そのための準備は、当人にとって多大な労力と時間を要するし、そもそもそのための基礎的な資質の有無も問題になる。

我々は、リーダーの選出を社会全体によって、政治の大きな仕組みと器の中で行っていることを自覚する必要がある。それは選挙であり、政党の中での競争であり、国会の中での論争であり、メディアと国民に対する絶えざる説明であるはずだ。その意味で、これらのどれかに接するたびに、我々は自覚し、また自戒しながら主権者として責任を担う覚悟が必要だ。これは有権者一人ひとりに求められることだ。

しかし同時に、政党や選挙、国会は制度としてしっかり機能しているだろうか。特に政治のリーダー層は、その改善に向けて常に真剣に検討し続けなければならない。そうした刷新と改革を放棄し守旧的な態度に終始すれば、「政治」は世界と日本の大変化に追いつくことは決して出来ない。

のなか なおと 1958年生まれ。東京大学大学院修了。博士(学術)。96年より現職。専門は比較政治で近年は特に国会研究。主著に『さらばガラパゴス政治』(日本経済新聞出版社、2013年)等。

参議院選挙で問われるもの

毎日新聞専門編集委員 与良 正男



岸田文雄内閣が発足して半年余が過ぎた。この間の政権の実績を、有権者は評価するのか、しないのか。言うまでもなく、7月の参院選は、それが問われる選挙となる。

気の早い話だが、仮にこの参院選で自民党と公明党の与党が過半数を維持すれば、岸田首相には長期政権の道が開かれる可能性が出てくる。首相が衆院を解散しない限り、最長で3年間は、政権の命運を左右する国政選挙の予定がないからだ。

自民党の議員の中には、これを「黄金の3年間」と呼ぶ人がある。実際、今の与野党状況を見れば、岸田首相に「黄金の日々」が訪れる可能性はあるだろう。そして国会議員も私たち新聞やテレビの政治記者も、そんな政治の動向に関心が向かいがちである。

だが、今度の参院選はもう一つの重要なテーマがあると思う。ロシアのウクライナ侵攻により、民主主義・民主政治の危機が叫ばれ続けた中での選挙だということだ。

遠い地域の話ではある。ただし一国の指導者（無論、ロシアのプーチン大統領）の暴走によって、たちまち世界は危機的な状況に陥ってしまう。私たちは、そんな中で生きていることを改めて実感した人は多いだろう。

ならば翻って私たちの国の民主政治は今、きちんと機能しているだろうか――。

参院選は、それを確認する選挙になるのではないだろうか。いや、そうあるべきだと私は考えている。

「3分の2って何？」の衝撃

こんな話から始めたい。6年前の2016年7月、当時の安倍晋三政権下で行われた前々回の参院選当時のことだ。

選挙の結果は自民党の大勝だった。選挙に勝ったことで安倍氏は政治的な基盤を一層強固にし、「安倍1強」という呼び方が定着していったのは、ご承知のとおりだ。

憲法改正が宿願だった安倍氏だけに、この参院選の大きな焦点は、自民党を中心とした改憲に前向きな勢力が参院でも3分の2以上を占めるかどうかだった。私も新聞やテレビで再三、そう書いたり、コメントしたりしていたものだ。

そんな中、私が衝撃を受けたのは、選挙戦のスタート後、高知県の地元紙・高知新聞が載せた記事だった。

記事によれば、同紙の記者が3日間、高知市内で「今回の参院選は『3分の2』という数字が注目されています。さて何のことでしょうか？」と街を歩く100人に聞いてみたという。アンケートの結果、「全く知らない」と答えた人は83人に上り、「知っている」と答えた人は17人に過ぎなかったそう。

1票の格差を是正するため、この選挙から高知県選挙区と徳島県選挙区が合区され、地元の選挙への関心自体が薄れた事情はあったろう。そうだとすると一体、私たちは何を報道してきたのか。

ショックを受けたのと同時に、「まず、この現実を受け止めることから始めないといけな

い」と自分に言い聞かせたのを思い出す。選挙報道のあり方を含めて、私が強い危機感を持ち始めたきっかけでもあった。

この参院選の投票率(選挙区)は54.70%だった。続く19年の前回参院選の投票率(同)は48.80%。いよいよ5割を切って史上2番目に低い数字となった。参院選だけではない。昨年10月に行われた衆院選の投票率は戦後3番目に低い55.93%である。

昨秋は新型コロナウイルスの感染拡大が続き、政府や地方自治体のリーダーによって対応が大きく分かれることが目に見える中での選挙だった。

当然、私は「多くの有権者は政治がいかに身近なものかを知ったはずだ」等々と、投票率アップを期待する記事を何度も書いた。にもかかわらず、この低さである。

もはや低投票率は常態化している。民主政治を支えるのは有権者の投票である。その基盤が崩れ始めていると言っている。

思考停止が続いている

責任の大半は、やはり政治家側、政党側にあると私も思う。

そこで振り返ってみよう。リクルート事件をきっかけに、政治改革の必要性が叫ばれ始めたのは1980年代末だった。

自民党の一方支配には限界がある。だから、いつでも自民党と交代できる、しっかりした野党が必要だ…。そんな空気が政界のみならず、経済界などにもみなぎっていた。

政権交代が可能となる政治を目指し、同じ自民党から複数の候補が出馬する衆院の中選挙区を廃止して、小選挙区比例代表制が導入されたことを中心に、一連の政治改革が進んだ時代だった。

そして2009年、民主党政権が誕生したことで、改革の目標の一つだった「有権者の投票による政権交代」は実現した。

ところが期待を集めて誕生した民主党政権がもろくも崩れると、その後は再び自民党中心の政権が続いている。対する旧民主党勢力は分裂を繰り返す。世論も「民主党政権に期待したけれどダメだったね」の一言で思考停止したままになっているかのようだ。

昨秋の衆院選で、野党第1党の立憲民主党は、共産党との連携によって活路を見出そうとした。小選挙区での候補者一本化の効果と認めていいだろう。小選挙区では野党が接戦に持ち込む選挙区が多かった。だが、党の実力を示す比例代表では立憲民主党は伸び悩み、全体の議席を減らした。

敗北の責任を取って枝野幸男氏が代表を辞任し、泉健太氏が新代表に就任したが、党勢回復には今も至っていないようだ。

国民民主党は通常国会で、政府の新年度予算に賛成する対応に打って出た。玉木雄一郎代表は政策の実現を優先するというが、野党が本予算に賛成するのは極めて異例だ。

国民民主党の対応を、立憲民主党だけでなく、かねて自民党に近いとされてきた日本維新の会も批判している。これも私からすれば、国民民主と維新双方が自民党への接近を競い合っているようにさえ見える光景だ。

加えて、立憲民主、国民民主両党を支持してきた労働組合の全国組織・連合が自民党に急接近している点も見逃せない。

もちろん、野党は何でもかんでも政府に反対していればよいというつもりはないが、自民党との対抗軸、対立軸はかすむばかりで、有権者の選択肢の幅が狭まってきているのは間違いあるまい。

参院選の勝敗のカギとなる計32の「一人区」では、野党候補の一本化は依然、難航している。岸田内閣を評価する人は自民党候補に投票すればよいが、評価しない人はどこに投票すればいいのか、戸惑うはずだ。

55年体制に逆戻り？

では自民党はどうだったか。

首相に再登板した安倍氏が、再び体調不良に陥って退陣したのは一昨年秋だ。その後、菅義偉氏が自民党内の圧倒的な支持を得て首相に就任したものの、新型コロナウイルスへの対応が後手に回るなどして、瞬く間に世論の支持を失った。昨秋の自民党総裁選への不出馬を決断し、総裁選の結果、岸田首相が政権トップの座に就いたのは記憶に新しい。

つまり、かつてのように同じ自民党の中で首相が交代する「疑似政権交代」によって、しのいできたと言えるのかもしれない。

岸田首相は昨秋の自民党総裁選以来、「新しい資本主義」を訴えている。

行き過ぎた新自由主義を転換するのは、「疑似政権交代」とはいえ、首相が交代した効果であり、その問題意識にも共感するが、具体策は明らかにならないままだ。人口減少や社会保障の再構築等々の中長期的課題も腰を据えて取り組んできたとは言いがたい。

圧倒的多数を武器に、ここしばらく与党が国会審議をながしにしてきたのも事実である。「言いつ放しの公約を変えよう」と導入されたマニフェストも、最近はおっぱら軽視されている。

こうして挙げていくと悲しくもなるが、55年体制に後戻りしたような今の状況こそが、日本の民主政治の危機だと私は考えるのだ。

参院はどうあるべきか

そもそも参院はどうあるべきか。戦後、貴族院が廃止されて参院ができて以来の懸案についても本来、選挙で議論すべきだろう。

衆院は政権選択の選挙であり、参院は衆院選と次の衆院選をつなぐ中間選挙だと言われる。ただ現実には1989年夏の参院選で自民党が惨敗し、当時の宇野宗佑首相が退陣して海部俊樹氏

に代わって以降、首相交代の多くは参院選の結果がもたらしたものだ。

今の自民、公明連立も、元を正せば自民党が参院で過半数を取れない事情から始まっている。参院が政権の枠組みも決めるといえるのが現実なのだ。

改憲するのなら、この「強すぎる参院」をどうするか、二院制の役割分担を明確にし、国会＝立法府の機能を充実されるのが先ではないか。以前から私はそう考えてきた。

コロナ禍のような事態に際しては、党派を超えた熟議がより必要となる。そんな危機管理として参院論があっていると思うが、残念ながら政界には、そうした議論も乏しい。

「令和の政治改革」を

令和4年2月28日。学者や経済人、労働組合関係者らが集まって、政治・経済の様々な課題を議論して提言する民間組織「令和臨調」を発足させることが発表された。

記者会見で、メンバーの一人、宇野重規東大教授は「ウクライナ問題など世界で民主主義の危機が起きている」と語ったうえで、こんな有権者へのメッセージを読み上げた。

「自分が何をしても無駄だ、誰かが何かしてくれるはずだと思っているならば、それは民主主義の敗北を意味する」

そのとおりである。有権者が動けば政治は変わる。

確かに民主政治は面倒で時間がかかり、効率的ではない仕組みかもしれない。しかし、これに代わるのは一党独裁の専制政治だとは決して思わない。参院選を新しい「令和の政治改革」を始める契機としたい。

よら まさお 1957年生まれ。1981年毎日新聞社入社。政治部デスク、論説委員等を経て現職。社説やコラムを担当。TBSなどの報道番組でコメンテーターを務める。早稲田大学大学院客員教授等を歴任。現在、(公財)明るい選挙推進協会評議員

ネット選挙情報に関する 有権者の利用状況とその背景

東京女子大学現代教養学部教授 橋元 良明



ネット選挙情報の利用状況

公職選挙法が改正され、いわゆる「ネット選挙解禁」が行われたのは2013年7月の参議院選挙からである。それまでインターネット情報は、公職選挙法で配布が許されている「文書図画」に含まれないという解釈により、選挙期間中の使用が制限されていた。解禁により選挙活動におけるウェブサイトやSNS、電子メールの利用が大幅に許容された。

その折、我々は選挙関連のネット情報への接触率についても調査した¹⁾。その結果、「政党・候補者のウェブサイト」に接触した人が調査対象者の16.3%、「政党・候補者のSNS」が12.8%であった。接触率は女性より男性が、また若年層において有意に高く、一般的なネットの利用頻度をそのまま反映した結果であった。各情報への接触者を母数として、「役に立った」と答えた人の比率は、「政党・候補者のウェブサイト」が51.7%、「政党・候補者のSNS」が41.0%であった。当時、この結果はNHKニュースでも紹介されたが、調査結果に対するコメントは「ネット選挙が解禁されたとはいえ、認知度が低いせいか、まだまだ情報の利用者は少なく、投票に活かさ

れたとはいいがたい」というようなものであった。

それから6年後の2019年7月の参議院選挙時にも、我々は同種の調査を実施した²⁾。質問は2013年時と同様「選挙運動期間中、以下のメディアで選挙に関する情報に接したか」である(実際の調査では頻度も聞いている)。なお、表には、参考までに2021年10月の衆議院選挙時の調査結果も示した³⁾。

その結果、「政党・候補者のウェブサイト」の接触者が19.4%、「政党・候補者のSNS」の接触者が18.0%であった。選挙期間中の選挙情報への接触率は2013年から2019年まで「政党・候補者のウェブサイト」で3.1ポイント、「政党・候補者のSNS」で5.2ポイント増加したに過ぎず、いずれも20%に届いていない。両者の接触率は2013年調査時と同様、有意に若年層が高く、最も投票率の高い60代ではそれぞれ13.2%、10.0%にしか過ぎない。また、選挙に際して各情報源が「役に立った」と答えた人の比率は、「政党・候補者のウェブサイト」で調査対象者全体の11.5%(接触者中では59.6%)、「政党・候補者のSNS」で全体の10.5%(接触者中では58.5%)にとどまり、有権者全体から見れば、投票に際する情報の有効性は極めて低いと言わざるを得な

表 選挙期間中、各種媒体の選挙情報に接した人の割合

(単位：%)

	19年参議院選挙						21年衆議院選挙
	全体	10・20代	30代	40代	50代	60代	全体
テレビ	80.2	76.6	81.2	77.7	80.9	85.2	73.3
新聞	47.1	35.3	35.4	46.9	55.0	65.5	35.6
ネットニュース	52.0	54.6	54.1	52.1	47.9	51.0	45.7
政党・候補者のウェブサイト	19.4	24.7	20.7	19.4	17.8	13.2	17.4
政党・候補者のSNS	18.0	29.1	18.8	16.2	13.6	10.0	16.4
政党・候補者のネット動画	16.6	23.4	17.2	14.2	12.6	14.2	15.1

1) 調査は2013年7月21日投票終了直後から実施。ウェブ調査で対象は20歳から59歳の男女2,339人。橋元良明(2014)「選挙時のネット利用解禁は有権者にどのような影響を与えたか」『日経広告研究所報』vol.274, pp.54-60。

い。2021年の衆議院選挙時の調査でも、ネット情報への接触率はむしろ低下している。

なお、ネット選挙解禁時の調査で、選挙情報に関し「知りたかった情報」を質問した結果、「政党・候補者の発するネット情報(ウェブサイトまたはSNS)に接した人」の回答で最も多かったのは、「政党や候補者の公約や主張」64.6%、「政党や候補者の実績」38.0%、「政党や候補者の日々の活動」30.3%であった。このときの調査では、「ネット選挙解禁」に対する評価も尋ねたが、「政党・候補者の発するネット情報に接した人」を母数とした分析では概ね高い評価であり、とくに評価の高かったのは「ウェブサイトでの情報収集・発信が可能になったこと(77.1%、数値は「評価している」と「どちらかといえば評価している」の比率の合計)」、「SNSでの情報収集・発信が可能になったこと(72.7%)」、「政見放送を動画サイト上にアップロードできるようになったこと(72.0%)」、「政党や候補者が発信するメールを受信できるようになったこと(65.3%)」などの項目であり、「ネット選挙が解禁されたこと全般」でも74.9%と高評価を得ている。

候補者のSNS利用率

一方で、選挙候補者の方はどの程度SNSやホームページを利用しているのか。この点に関し2021年衆議院選挙時に選挙・政治情報サイト「選挙ドットコム」が各候補者(N=1,051)や政党に対して実施した調査がある⁴⁾。それによれば候補者のホームページは79%(2019年参議院選挙時に比べ+5pt)、SNSではTwitterが81%(同+1pt)、Facebookが81%(同+3pt)、YouTubeが60%(+12pt)、Instagramが51%(+17pt)であり、TwitterやFacebookの利用率は80%を超え、YouTubeやInstagramもそれらに追いつきそうな勢いである。

しかし、中村佳美氏(政治・SNSコンサルタント)

の調査によれば⁵⁾、Twitterのツイート数は2019年の参議院選挙に比べ、2021年の衆議院選挙時では減少している(1人1日平均20から10に減少)。また、選挙期間中のフォロアーの増加数も、ツイート数同様、2021年の衆議院選挙時では19年の参議院選挙時に比べ減少傾向にあった。YouTubeやInstagramの利用率が上昇したことにより相対的にTwitterの利用度が減少した可能性はあるが、SNSの利用自体は伸び悩み状況にある。

前回の参議院選挙時と2021年の衆議院選挙時との環境的状況の大きな差異は2020年3月以降のコロナ禍で、街頭演説や集会に大きな制約が課されたことであり、各候補者のネット利用が益々重要な選挙運動の手段となるはずであった。しかし、一部の候補は別として、既述したように、SNS利用がこの2年でさほど大きく活発化していないのは、ネット利用がストレートに票に結びつかず、実際、利用者調査でも利用頻度が伸びていないことや炎上リスクの回避が一因と推測される。

なぜネット発信の選挙情報は有権者に届かないのか

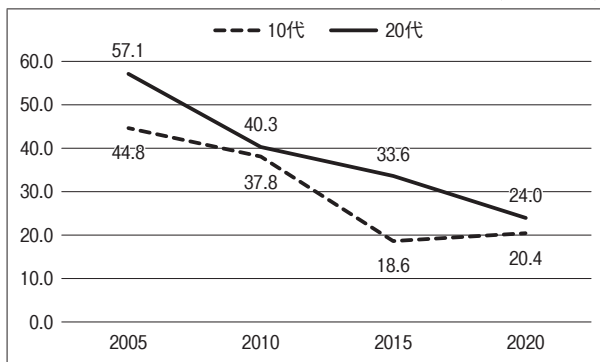
はじめに述べたように、ネットを通した選挙関連情報に接する有権者の比率は低い。一方で、接した人はそれなりに中身を評価している。また、候補者も以前よりは積極的に情報発信するようになってきた。それにもかかわらず、前回の衆院選挙時でも接触率は、ネット選挙解禁当初からさほど増加していない。要するに、候補者のネット発信情報の魅力に乏しいからというより、有権者のネット選挙情報への関心が低いままにとどまっているのである。

その理由の一つは、ネット利用時間の長い若年層の政治関心自体が低いからである。我々は1995年以降、5年ごとに全国の10代から60代までの男女を対象とし、訪問留置法⁶⁾によって住

2) 調査は2019年7月投票終了直後から実施。ウェブ調査で対象は18歳から69歳の男女1,610人。長濱憲・小笠原盛浩・河井大介・橋元良明(2020)「2019年参議院議員選挙における投票行動と情報行動」『東京大学大学院情報学環 情報学研究調査研究編』No.36, 435-494。

3) 調査は2021年10月投票終了直後から実施。ウェブ調査で対象は18歳から69歳の男女1,560人。なお、この調査は共同研究グループの長濱憲氏が単独で実施し、同氏の承諾を得てデータを引用した。

図 「ふだんから政治に対して関心がある」の肯定的回答比率 (単位：%)



* 橋元良明他『日本人の情報行動調査』より

民基本台帳に基づく無作為調査を実施し、日本人の情報行動の変遷を追っている(有効票は各回ほぼ1,500前後。成果はそのつど東京大学出版会から橋元編『日本人の情報行動』シリーズとして刊行)。

調査の中心は日記式回答法による情報行動時間の実態把握であるが、同時に質問票調査によりいくつかの意識調査項目を設けている。その中の一つとして、継続して「ふだんから政治に対して関心がある」というストレートな政治関心にかかわる項目を設けており、10代20代の数値の推移は図のとおりである。この低下の様子は、例えば2009年から2017年にかけての20代の衆議院選挙投票率の低下と非常によく似た傾きを示している。我々の選挙時の調査では、政治関心とネット情報接触は大きな相関があり、政治関心が低いほどネット情報には接触しない。

若年層の政治的関心の低下の原因は複雑であるが、情報環境の変化とも関わりがあると思われる。我々の時間量調査で、20代の平日のテレビ利用時間は2000年から2020年にかけて、1日平均177.0分から121.4分に減少した。一方、モバイル経由のネット利用時間は2005年の33.0分から2020年の156.8分に激増した。ちなみに2020年の20代の新聞閲読時間は平均0.2分であり、ほぼ読んでいないに等しい。テレビでは新聞同様、情報の総覧性があり、おのずと政治情報も入ってくるが、ネットは基本的にアクティブに情報に接していくメディアであり、興味のない

情報は入ってこない。しかも、たとえば20代は、全ネット利用時間のうち最も比率が高いのはネット動画(33.3%)、ついでSNSの27.7%であり、ニュースも含む「サイト利用」は14.0%にすぎない。SNSについては、LINEの利用率がほぼ100%であり、現在ではそれにInstagramが追随し、情報のやりとりの中心は友人との暇つぶしや身の回りの状況報告などの私的情報の交換、好きなタレント情報の取得等である。グループインタビューからの知見では、とくに日本の若者はSNS上で政治がらみの話題をやりとりすることはほとんどなく、選挙情報も含め、政治的な情報獲得には積極的でない。

テレビ視聴時間の減少、新聞ばなれが社会的情報の入手に制約を課し、ネット動画やSNSへの接触増加がさらに関心領域の狭小化、公共的 이슈への無関心化、主観的情報世界の個別化をもたらすのである。その結果、いくら候補者がホームページやSNSで選挙関連情報を発信しても、それらに積極的にアクセスしようとはしない。

また、日本の場合、いくら投票に行っても政治体制の変化を望むことは難しく、そもそも結果は選挙権保有者母数のうち大きな比率を占める高齢者の意向で選挙結果がほぼ決定してしまうという意識が若者にある。いわゆる「政治的有効性感覚」が低いのである。

政権交代を実現する可能性を有し、日本の新しい方向性を打ち出す魅力的な政策を掲げる政党も見当たらず、次世代のリーダーとして期待を持たせる政治家も明確には見えてこない現状では、ネットを通じた情報探索以前に選挙に対する関心が薄いのが大きな問題である。

はしもと よしあき 1955年生まれ。東京大学教授を経て2020年4月から現職。専門は情報社会心理学。主書に『日本人の情報行動2020』(東京大学出版会、2021年)、『ネオデジタルネイティブの誕生』(共著、ダイヤモンド社、2011年)、『メディアと日本人』(岩波新書、2011年)等。

4) <https://go2senkyo.com/articles/2021/10/22/63796.html> 2022年3月20日最終閲覧

5) <https://www.businessinsider.jp/post-245276> 2022年3月20日最終閲覧

6) 調査員が対象者宅へ訪問し、調査目的や内容を説明して調査票を渡し、後日再訪問して回答を回収する調査方法。

若者の投票率向上に向けた3本の矢

東京都立美原高校教諭 齋藤 浩平



一番に感じる高校生の「迷い」

教職につき、高校生らと向き合い始めて5年が経つ。18歳選挙権が実現し、高校生の一部も有権者となった。生徒たちと近くで接していて一番に感じるのは「私なんかが政治や選挙に関わってもいいのだろうか」という「迷い」である。「学校」という閉じられた環境で生活を長くする生徒たちは、日本や都道府県という大きな枠組みで生きている実感は薄い。政治や選挙は「自分と直接関係のない遠い場所で行われている」というのが正直な認識だろう。

こうした現状に対して、どのように考え、対応していく必要があるのか。私がこれまで行ってきた取り組みを交えながら述べていきたい。

これまでの実践と問題意識

私は2011年の東日本大震災をきっかけに、社会における諸課題を自分ごととして考えるようになった。そして大学3年生の時に国会議員秘書のインターンシップに参加し、熱い思いを持って働く国会議員と数多く出会った経験から、若者の社会への関心を高める活動しようと考え、学生団体「CreateFuture山梨」を設立した。大学の学食でニュースを語り合ったり、1つの社会問題を取り上げディスカッションしたりする活動を定期的に行ってきた。また、大学構内に期日前投票所の設置を働きかけるなど、行政や大学などと協力した活動も行った。

その後、東京都で数学科の教員となり、日々生徒と関わる中で、主権者教育を意識した取り組みを続けている。授業の冒頭に時事ニュース

を取り入れたり、昼休みに生徒と新聞を読みながら話をしたり、選挙前には選挙の情報を一緒に調べたりしてきた。その結果、昨年の衆議院選挙後には「先生！選挙行きました！」と何人も生徒が声をかけてくれた。

ただ、若者の投票率はいまだに低いのが現状だ。昨年の衆議院選挙における10代の投票率は43%であり、全世代平均56%を大きく下回っている(明るい選挙推進協会HP「衆議院議員総選挙年代別投票率の推移」参照)。

肥大化する社会保障費の問題やコロナ後の社会を創造するにあたり、若者の政治参加はこれからますます重要になる。こうした状況下で、若者の低い投票率は放置してはならない「社会問題」とであると私は考えている。

若者の投票率向上に向けた「3本の矢」

そこで私は、これまでの経験を踏まえ、若者の投票率向上に向けたアプローチを「3本の矢」にまとめてみた。大きな意味はないが、分かりやすい長期的な目標として2030年の投票率を60%に設定した。

まず「第1の矢」は、周囲の大人が「まずは選挙に行こう」と若者世代を後押しすることであ

若者の投票率向上アプローチ 3本の矢



る。冒頭にも述べたが、多くの若者は、選挙に行くことに「迷い」を持っている。「最初から自信を持って投票できる人はほとんどいない」などと、大人世代が若い世代に寄り添い、語りかけることが必要だろう。

「第2の矢」は、「生の政治に触れよう」ということである。ここでいう「生の政治」とは、ポスターやホームページに書かれた政策を知ることではなく、街頭で候補者の演説を聞いたり、議員の事務所でインターンシップをするようなことである。少しハードルが高く感じる人は、動画サイトで候補者の動画を見ることから始めてもいいかもしれない。ちなみに、コロナ禍以前には、候補者全員と目を見て握手をすることを習慣にしていた私の一番のおすすめは、選挙の開票を候補者のいる会場で見守ることである。当選すれば万歳三唱、落選すれば…、テレビの前ではなく現場の空気を是非感じてみてほしい。

「第3の矢」は「対話の場を持とう」ということである。私はこれが最も重要なことであると考えている。具体的な取り組みとして、私がこれまで10年間続けている「ニューストーク」を紹介する。

「ニューストーク」とは、1人1つ気になるニュースを持ち寄って、みんなで語り合うイベントのことである。2013年に山梨大学の学食で始まり、のべ500回以上、3,000人以上が参加した。コロナ禍では、オンラインで月に1回程度開催している。誰でも気軽に参加でき、情報を調べ合いながら話すことで、参加者の社会への関心が深まる。時には、殺人事件や戦争といった重いテーマも話になるが、参加者からは「知らないといけないことだ」と思いながら、気が重かった。みんなと話すことで学ぶことがとても多い。」といった言葉をよく耳にする。より詳しいやり方などについて知りたい方は、後述する連絡先にぜひ連絡をしてほしい。



2019年10月 学生らでニューストークを行う様子(@甲府)

|| 今も続くつながり、これからに向けて

最後に、若者啓発グループを離れて感じていることを述べる。日本各地で行われた協会開催の研修会「若者リーダーフォーラム」や「若者選挙ネットワーク」をきっかけに出会った「選挙コンシェルジュ(松山市)」の内藤さん、「Niigata選挙カレッジ」の齋藤くん、「福大Voteプロジェクト」の木村くん、「Vote at Chuo!!」の古野さんとは、活動を終えて5年以上経った今も交流が続いている。地道ながらそれぞれの地域で行う主権者教育(選挙啓発)は、活動の中身はもちろん、政治や選挙に強い関心を持った若者の受け皿としても重要な役割を果たしている。

改めて言うまでもないが、政治や選挙の大切さを感じたり、伝えることは、一朝一夕でできる簡単なことではない。日本全国で知恵を出し合い、良い活動を真似したり、意見交換をしたりする「人的交流」の機会がこれからも必要だろう。明るい選挙推進協会などの関係機関には、これからもこうした若者の取り組みをサポートしてもらいたいと思う。啓発活動に関する情報提供など、私が力になれることがあれば、なんでもお手伝いしたいと思っている。この記事への感想も含め、(ksaito922@gmail.com)までご連絡いただければ幸いである。

さいとう こうへい 1992年生まれ。山梨大学大学院を修了後、公立中学校教諭、都立蒲田高等学校を経て令和4年4月より現職。2013年に学生団体「CreateFuture山梨」を設立し、第9回マニフェスト大賞(優秀賞)、明るい選挙推進優良活動賞、学生ボランティア団体表彰、山梨大学学長表彰などを受賞。

望む未来を 選挙に託して



Niigata選挙カレッジ前代表 源 健大

Ⅱ 私もかつては

はじめに、恥ずかしい話をしておこう。私が初めて投票したのは、大学1年生だった2019年、前回の参院選のことである。当時、今ほど選挙に対する関心を持ち合わせていなかった私は、締切時刻の15分前に投票所に駆け込み、深く考えることもなくさっさと投票を済ませてしまったのだ。誰に投票したか、どの党に投票したかも今ではもうはっきりとは思い出せない。今でこそNiigata選挙カレッジの活動を通して自分なりに勉強もし、それ相応の当事者意識を持っていると自負している。ただ、ふと考えた時、自分の中にも確かに政治的無関心が存在していた時期があったことを思い知らされる。

若者が投票に行かない理由は様々なものが指摘されているが、その中の一つに「政治の動きが自らの生活に影響している」という当事者意識を持ってないから、というものがある。当時の私もニュースを見ていなかったわけではない。むしろ高校生時代からスマホにニュースアプリを入れ、同級生よりもニュースを見ていたとさえ思う。ただ、話のスケールが大き過ぎたり、どこか「画面の向こうの世界の話」のように見えたりして、自分が関係していることとは思えなかったのだ。しかしこのコロナ禍で、政治の動きが生活に直結していることを理解せざるを得なかった。緊急事態宣言に始まり、飲食店の休業、減らされたアルバイト、非対面の授業…。我々大学生は皮肉なことに、未曾有のパンデミックによって、日常を作り出していた「政治」の影響力の大きさを体感したのである。

Ⅱ 若者は確かにここにいる

先の衆院選では、若者に注目した報道が多く展開された。今年4月には改正民法も施行され、

成人年齢は選挙権年齢と同じ18歳となった。世間は思っている以上に若者の社会参画を求めている。

こう書くとまたスケールが大きくなるので、もう少し目線を降ろしてみよう。私にとって選挙は、「こんな暮らしがしたい」という想いをかなえるための一つのツールである。今後も就活の売り手市場が続いてほしい、私たちの老後に十分な年金を用意しておいてほしい、ロシアのウクライナ侵攻を止めてほしい…。政治を動かすのは自然現象ではなく人だ。理想の社会を作るために働く人を、私たちのリーダーをみんなで選ぶのが選挙だ。無関心でいるのはとてももったいない。投票後すぐに効果が表れるわけではない。だが、今私が投じたこの一票は、今後数年間の私たちの暮らしを、ひいては日本の行方を左右する確かな要素となる。

少子高齢化に歯止めがかからない中、人口に占める割合が少なくなりつつある若者という存在。しかし一方で、今後この国で数十年と生きていくのも私たち若者である。自らがこの国の生活者として存在していることをもっと主張してみてはどうだろう。

Ⅱ Niigata選挙カレッジの活動

Niigata選挙カレッジでは選挙時の臨時啓発はもちろんのこと、県内大学等への出前授業や、若手議員との意見交換会を開催している。最近では昨年の衆院選にあたって新潟県選管が行う臨時啓発事業の企画コンペティションにも審査員として参加した。参院選に当たっての活動は執筆時点で未定であるが、新潟県では参院選に加え県知事選や新潟市長選などが予定されている。私たちカレッジ生自身が熱意を持ち、若者ならではの視点からユニークな啓発を行っていききたい。そして、それが若者の投票率向上に確かに貢献できたのならこれほど嬉しいことはない。

みなもと けんた 2000年京都府生まれ。2019年大学進学を機にNiigata選挙カレッジに参加。主に大学・高校における出前授業の企画・実施に携わる。2021年度代表を務める。2022年度に代表を引退し後輩のサポートに当たる。現在、大学4年生。

私が選挙に行く理由



福岡市明るい選挙推進グループCECEUF 前リーダー 前田 喜芳

3年に1回の参議院選挙が今年も始まろうとしています。私自身、若者の投票率を上げようというグループに所属しているので、特に気になるのは若者の投票率です。福岡県庁のホームページによると、前回の参院選(令和元年)では全体の投票率が42.85%、18~19歳が29.13%、20~24歳が24.13%、25~29歳が25.90%となっています。全体で見ると約5人に2人が投票している状況です。20代以下の投票率はどの年代も30%を切っており、約4人に1人しか投票していないということになります。また、令和元年の参議院選挙は平成29年・令和3年の衆議院選挙より10ポイントほど投票率が低くなっています。これを読んでいる皆さんは、この現状を見てどう思いますか。

例えば、の話をします。成人式を終え、同窓会をしようと貴方を含めた100人の同級生が集まっています。幹事の人がこう言い、多数決を取る事になりました。「メインを肉と魚、どちらかにしようと思うのだけれど、どちらが良いか」。13人は肉に手を挙げ、12人は魚に手を挙げました。あなたは「できれば魚がいいけどな」と思いましたが手を挙げませんでした。多数決の結果、肉になりましたが、あなたはその時、こうは思いませんか?「手を挙げていれば、もしかしたら魚になっていたかもな」。また、ある所から「えー、魚が良かったのになあ。まあ私、手を挙げていないんだけど」という声が聞こえてきました。

現代の選挙とはこういうものである、と私は考えています。「こっちの方が良い」という気持ちはあるけれど手を挙げない。さらには、手を挙げていないのに文句を言う。皆さんが周りの同級生だったら「そんなこと言うなら手を挙げ

特集 参議院選挙

たら良かったじゃん」と思いませんか。また、幹事の立場になって考えてみてください。過半数が手を挙げてくれないのです。多数決で肉か魚が決まっていますが、これで決めて良いのかと困りませんか。「察してよ」という声上がるかも知れません。100人もいるのに一人ひとりの好みを理解するのは至難の業ではないですか。私が選挙に行く理由はそういうことなのです。

|| 同年代の仲間たちへ

私の周りの友人たちも「行く時間がない」「政治に詳しくないから」「投票しても結果は変わらない」と言います。では、若者の意見はどうやって反映してもらうのですか。上記の「察してよ」と同じ状況になっていませんか。私も正直なところ政治に詳しくないですし、私だけが投票しても結果は変わらないと思っています。ですが、若者は私だけではありません。同じことを思っている皆さんが1人でも投票してくれて、未来が変わることを信じて私は投票します。

|| CECEUF*の活動

グループで啓発活動をしているところはいくつもあります。私たちを含めた様々なグループの啓発活動が選挙の投票率にどのくらい効果があるのかわかりません。ですが、何かのきっかけで見つけて知ってくれることを期待して、これからも知恵を振り絞って私たちCECEUFは活動を続けて参ります。最近ではSNS等で「バズる」という言葉がありますが、何かの拍子に「バズって」くれたら良いなと思っています。何がきっかけになるのかはわかりませんが、やはり「知ってもらう」ことが1番重要だと考えて行動しています。頭の片隅にでもCECEUFの存在が、選挙の事があればと思っています。

まえだ よしか 2018年に九州産業大学 地域共創学部に入學。同年11月に、福岡市明るい選挙推進協議会会長の宗像優教授の授業を受講したことをきっかけにCECEUFに加入。約2年間、CECEUFのリーダーを務める。

*「CECEUF」は“Campaign for Enlightenment of Clean Election by some Undergraduates of Fukuoka city”『福岡市有志大学生による明るい選挙啓発活動』の頭文字を取ったもの。

参議院議員通常選挙の概要

参院選の概要

参議院議員通常選挙は、定数の半分の改選期にある参議院議員を選ぶため3年に1回行われる選挙です。

参議院に解散はありませんから、補欠選挙以外は常に任期満了(6年)によるものだけです。

ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになります。

参議院議員の定数は248人で、うち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員ですが、半数改選のため、各通常選挙で選出される議員数は、比例代表選出議員50人、選挙区選出議員74人です。



近年の改正内容

平成27年の公職選挙法の改正により4県2合区(鳥取県・島根県、徳島県・高知県)を含む10増10減が導入され、平成28年参議院議員通常選挙から適用されました。併せて上記改正法附則においては、平成31年(令和元年)の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得る旨が規定されました。

これを受け、各党間での議論を経て平成30年7月に選挙区選挙における定数増(2人)による格差の縮小および比例代表選挙における定数増(4人)と特定枠制度の導入を内容とする改正が行われました(平成30年7月25日公布、平成30年10月25日施行)。比例代表選挙については、これまでの非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなることを目的に特定枠制度が導入されました。

投票方法

ア 選挙区選挙

原則都道府県(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域)の区域を単位として選挙区が設置されています(各選挙区の定数は2～12人を配分)。

投票は、有権者が、候補者1人の氏名を投票用紙に自書する方法で実施、選挙区ごとに、得票数の多い候補者から順に改選定数までの順位の者が当選します。

イ 比例代表選挙(非拘束名簿式比例代表制)

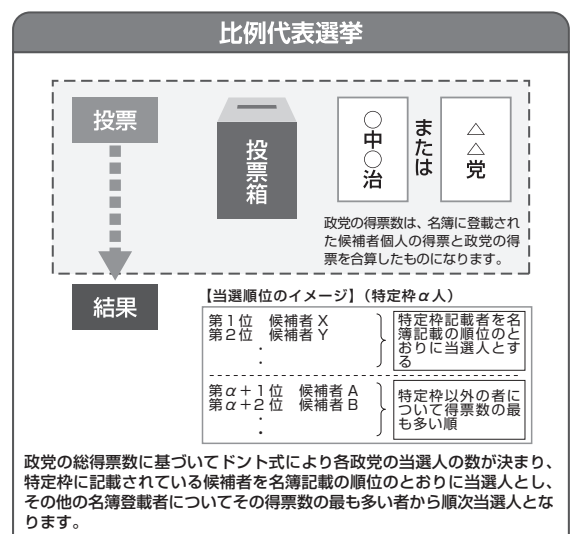
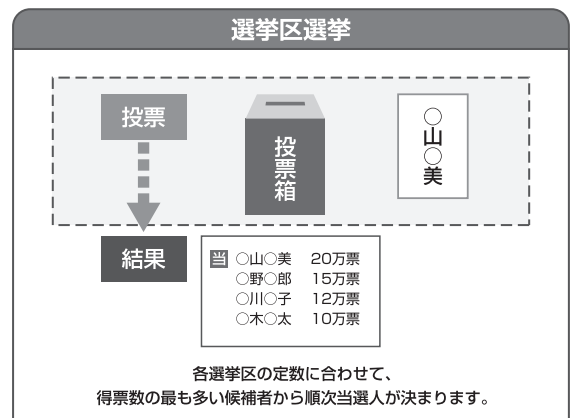
全都道府県の区域を通じて選出します。

名簿の届出(立候補)について

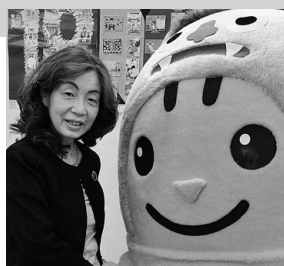
- ①一定の要件を満たす政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びに候補者名を記載した名簿を届け出ることができます。
- ②①の場合政党その他の政治団体(政党等)は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができます(特定枠)。なお、特定枠以外の候補者には、当選人となるべき順位はありません。

投票は、有権者が、名簿に登録された候補者1人の氏名を自書する方法で行われます(候補者名による投票)。ただし、候補者の氏名に代えて、名簿届出政党等の名称又は略称を自書することもできます(政党名による投票)。

当選は、①名簿届出政党等ごとに、候補者名による投票の得票数と政党名による投票の得票数を合算し、各政党等の総得票数を定める。②各政党等の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式(ドント方式)により、それぞれの政党等の当選人の数を定める。③各政党等に配分された当選人の数の中で、政党等ごとに得票数の最も多い候補者から順に当選人となりますが、特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載されている候補者を上位とし(名簿記載の順位のとおりに当選人とする)、その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に当選人とします。



地域における明推協活動を考える



秋田県明るい選挙推進協議会会長 藤盛 節子

■ 全国フォーラムに参加して

世界を席卷し未だ収束の目途がたたないコロナ禍下の3月9日、3年ぶりに学士会館で開催された全国フォーラム。佐々木毅会長の「民主政の現在」と題した御講演は、ロシア軍のウクライナ侵攻情勢が刻々と報道される中、進行中の欧米史の多面的分析に基づく内容で、示唆に富むものであった。また熱のこもった優良活動表彰受賞団体のプレゼンと、若者団体のパネルディスカッションには頼もしさを感じた。活動停滞が否めないこの時期、入念な対策を講じての対面フォーラム実現に感謝したい。

顧みれば、2010年に会長に就いて以来、協会発行の情報誌やフォーラムを通じて各地の活動事例を目の当たりにするにつけ、当県でも何か取り入れられることはないか。専門家ではない会長としての自分の役目は、このことにつきると考えて、取り組んできた。

■ 県教委との連携を構築して

初参加の道県ブロックの明るい選挙リーダーフォーラムで、隣県での先行事例に触発され私が最初に取り組んだのは、高校での選挙啓発出前講座であった。秋田県が文科省実施の小中学校全国学力テスト首位結果で注目を集めていた頃である。

しかしながら、1年に1、2校の実施では教育の機会均等にはほど遠いと考えた私は、中核市秋田市の教育行政に関わった経験から、秋田の子どもたちにも“生きる力”として社会参加の力を身につけさせることの肝要さを訴えるため、2014年6月、県選管書記長らとともに県教育長を訪問。部局を超えた連携体制を構築。その後は一気に出前講座が進んだ。

定期的に意見交換会を開催して充実を図る一方、学習指導要領改訂前に教師の研修機会の一助にと、県教委主催の研究大会等への講師紹介や、さらには「我が校の子どもたちにも」との教師のつぶやきを受け止め、特別支援学校へも拡充することができた。

これも偏にこれまで一緒に走って？くれた県選管事務局の面々の理解と協力のお陰である。

この4月からは高校での学習指導要領改訂に基づき「公共」が導入された。出前講座開始当初は、選管のマンパワーにも限界があることに配慮し、過渡期の担い手と考えていたが、今年度も継続要望に応じて市町村選管と役割分担しながら実施予定である。

だが今後は、事例紹介などで授業を補完しながら、教育の専門家である現場教師による掘り下げた授業展開に期待したい。今後の方向性については新書記とともに、協議会に諮ることにしている。

だが今後は、事例紹介などで授業を補完しながら、教育の専門家である現場教師による掘り下げた授業展開に期待したい。今後の方向性については新書記とともに、協議会に諮ることにしている。

■ 選管事務局と協議会は“車の両輪”

前任の会長からは、明推協活動はボランティア活動と伝えられた。かつてボランティア団体を立ち上げた経験のある私は、各人が内発的モチベーションに基づいて主体的に関わってこそ、やりがい感が生まれ継続に繋がるとの確信から、選管と明推協は“車の両輪”と公言。継続審議を経て2018年には、互いの位置づけを明確化し、時代の変化に即した規約改正に至った。

今後も多彩な背景を持つ各委員の持てる力と知恵を出し合い、県明推協と県選管とは協働で取り組んでまいりたい。

ふじもり せつこ 秋田市生まれ。津田塾大学英文科卒。秋田高専非常勤講師、秋田市教育委員長を経て県明るい選挙推進協議会会長。県選挙管理委員、(公財)明るい選挙推進協合理事、北海道東北地区連絡協議会会長。

専制政治の実像



(公財) 明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

ウクライナ侵攻は、改めて戦争の惨禍と戦争に足を取られた政治の実態をわれわれに示している。世界は民主主義と専制政治との対立によって分断されていると言われてきたが、ロシアに即して現在の専制政治のグロテスクな実態を頻繁に見聞することになった。その意味で、われわれはこの侵攻を通して得難い教材を入手することになった。

第一に、プーチン大統領が本格的な武力行使に訴えるに至って、「プーチンにロシア側でブレーキをかける」仕組みが問われ、そのメカニズムの欠如が専制政治の特徴として改めて浮上した。この点に関して古典的な議論を展開したのはカントである。

カントはその有名な『永遠平和のために』において、永遠平和の実現のためには国内体制が共和制であることが条件であるとした。ここで言うところの共和制は、自由で平等な国民が共同の立法に臣民として従属している体制で、しかも、執行権と立法権とが分離し、代表制を採用している体制である。共和制は理性の理念に根拠を持つ点で卓越しているが、永遠平和への貢献は何よりも次の点に求められる。即ち、共和制の下にあっては戦争をすべきかどうかについて国民の賛同が必要になるが、国民は戦争を通して自らに降りかかる負担を勘案し、「こうした割に合わない賭け事を始めることに極めて慎重になるのは、余りにも当然のこと」であると結論づけることになる。いとも簡単に戦争が企てられるのは、支配者が国家を自らの所有物のように考える体制、権力分立制と代表によるチェックという共和制のメカニズムに無縁な体制(専制政治)に原因がある、と。

この国内体制のあり方と平和の追求とを結びつける議論は前世紀末から今世紀にかけて注目

され、民主化による平和な国際関係の構築という議論が政策的含意をも込めてアメリカなどで流行した。ところでカントは、自らの共和制がいわゆる民主制と同じものだと見なされることを予想し、両

者の違いを強調した。ここで詳細に立ち入る余裕はないが、民主制は支配の三つの形態の一つであり、これに対して共和制は統治形態の一つであり、専制が反対概念である。そして民主制は代表制も権力分立制も備えていない古代型直接民主制であり、専制に陥らざるを得ない。カントのこうした議論は、民主制を権力集中型の体制と見なす一方で、共和制の抑制均衡機能に期待するものである。プーチン体制は、民主制の権力集中機能をグロテスクなまでに肥大化させた体制であり、そこにはイエスマンしか存在しない、自己制御力のない体制である。

抑制均衡が機能し、自己制御が働くためには、事実についての認識の多様性や意見の多様性が存在しなければならない。この点で、現代の専制政治の第二の特徴として、プロパガンダによる現実の極端な置き換えが目につく。現代の専制政治は、判で押したように国営テレビなどの大メディアの統制やジャーナリズムの弾圧からSNSの監視、更にはロシアのようにデジタル鎖国にまで及ぶ一連のメディア対策に注力している。その目的は、プロパガンダによる現実の置き換え、言い換えれば偽情報による世論操作の企てである。正しくフェイクニュースをめぐる情報戦は戦争そのものである。

この企ての背後にあるのは、認識や意見の多様性を自己都合に基づいて「なかったものにする」という権力者の独断と傲慢である。プロパガンダにそぐわない現実「あってはならないもの」であり、抹殺されるべきである。このような思考様式から大量虐殺が起こっても何の不思議もない。戦争は先のような置き換えの限界を試すテストケースである。その意味で、この侵攻がプーチン体制にどのような結果をもたらすか、じっくり見極める必要がある。

子育て世代の活動について

かたって、つないで共同代表 芳野 絵理佳



◆ 団体概要と取り組み

福岡県太宰府市で活動している「かたって、つないで」は、若い世代、子育て世代の投票率を上げることが目的に設立した団体である。政治（主に市政）、暮らし（まちづくり）に関わることを学び知る場をつくっている。会員は市内外の8名で未就学児、小学生を子育てしている母親。

政治は暮らしそのものであるが、大人においても暮らしに関わるあらゆる決定をどこでしているかの知識が少なく、関心が低い人が多いことに危機感をもっている。

主な活動として、暮らしの仕組みを知る講座、まちづくりを担う人との交流会、子どもたちがまちづくり（＝市政）を身近に感じる取り組みなどを実施している。2021年は、下記に記す「小学生からのまちづくり・政治」小冊子の発行、まちづくり・政治ツアーを太宰府市役所にて実施した。

◆ 「小学生からのまちづくり・政治」小冊子の制作

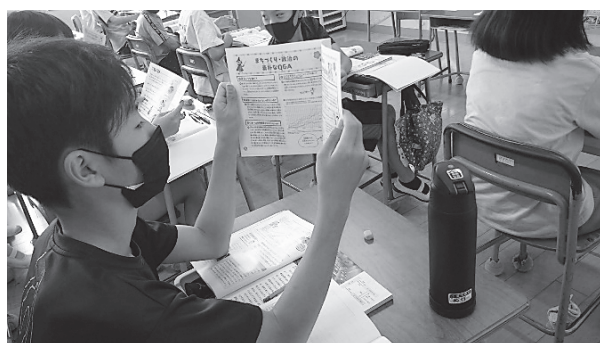
2021年1月、絵本風の市政の仕組みが分かる冊子を2,000部発行した。制作にあたり、市長、市役所、議会などに取材、アンケートを実施してまとめた。小学生高学年程度から読めるように、可能な限りやさしい言葉での編集を心がけた。

市政と小学生に着目したのは、活動を行う中で次のことを感じたからであった。1つに、「政治」というと国政を思い浮かべる人が多数で、地方政治への関心は少ない傾向がある。2つめに、市政に関わる人は地域の中が活動範囲であり、同じく地域の中で活動の機会がある小学生、中学生は主権者教育導入に最適である。3つめに、家庭での主権者教育が望まれるが、実際は

地方政治の仕組みや役割を知らない親が多い。小学生が手に取りたくなる小冊子を制作できれば、保護者も一緒に見て家庭で話をするきっかけになるのではないかと考えた。

子どもがまちづくり・政治を調べるときの「教材」として使用できる構成にすることで活用の幅が広がるのではない、内容が正確であり、手にとり何度もめくりたくなるような小冊子づくりを進めた。

小冊子は、市内のすべての小中学校の図書室、市内の全大学に配布、大学によっては政治学の講義でも配布していただいた。他に、政治を学ぶ市民団体がテキストとして活用、ママグループの勉強に活用されたほか、隣の市で、実際に小学6年生の公民「まちづくり」の授業の副教材として使用していただいた。計1,830部を配布している。



◆ 日頃の活動が小冊子作りに繋がる

取材やアンケートで協力いただいた行政、議会との繋がりをどのようにもったのかについて紹介する。

小冊子の編集過程で、協力が必要な方とは制作に入る前から繋がりがあった。というのも、前年度の活動で、①行政の出前講座での勉強会、

②議員と交流会、③市長と話す会、といった在住しているまちのことについての知識を学ぶ、考える、といったことを行っており、活動を通して行政職員や議員と会っていた。より詳細に3つの活動のことを以下に述べる。

1) 私たちは活動を始めて間もなく、市役所が何をしているのか、市長や議員がどのような仕事をしているのか知らないことに気づいた。無知であるために“ある”支援に気づかないではないか、不満を感じているのではないかと、そして知ることによって私たちが市民としてアクションできることがあるのではないかと考え、上記のような学ぶ活動を行った。出前講座では行政職員から関心のあるテーマを学んだ。学びの中から出てきた疑問はその場で質問をして理解を深めた。

2) 市長との話す会は1年に1度実施している。市長が多忙であるため、初回は昼食を一緒に摂りながらのランチ会スタイルで行った。

3) 議員とは会派ごとに会う機会を作り、個性ある様々な議員と意見を交換した。行政職員、市長、議員のどの方の話も、すべて私たちの暮らしに関わることであるため、とても面白く、聞けば聞くほど政治は暮らしそのものであることが理解できた。

このように、市政に携わる様々な方と対話を行っていたことにより、取材依頼へのハードルは低くなった。同じような小冊子を作りたいと思った方は、まず同じように繋がりづくりを行うことをすすめる。



活動は無理せず、ゆるやかに

当団体は定例会がなく、会費がない。主に話し合いはSNS上でやりとりを行い、対面で話すことが必要ときに応じてミーティングを開くという方法をとっている。

これには理由がある。自分たちの子どもが未就学児で幼稚園や保育園に入っていない場合、活動時は子ども同伴となることが多い。子ども

が1歳程度のときはそばで遊ばせながら話し合いができるが、2歳を超えると子どもの活動範囲が広がるため、より目を離せなくなる。話し合いを設定するときには、子どもを見守れる環境にあることが必要になる。幼稚園に通園になると、14時くらいにお迎えに行くため、母親は約5時間の間に家の用事をすませるように動く。時間があろうにみえて忙しい。パート、正社員として職場復帰をするとますます自由な時間が少なく、小学生になるとまた事情が変わる。色々な家庭の事情をもつ方と繋がり活動を続ける方法として、ゆるやかに繋がる活動形態をとることを選んでいる。

また、活動の優先順位をどこにおくかは人により異なるため、会員に今年はどうのような関わり方にしたいかを聞いている。出来ることを出来る範囲で手助けをしてもらう方や、イベントの参加が主で当日の運営を一部お願いする方、というように会員が望む方法をとっている。会員とは別に、勉強会で学んだことの共有や、イベントのお知らせを受け取るなどの団体が発信する情報を受け取ることで関わりを持つ方もいる。

メンバーを増やすことは当団体でも課題として抱えている。そこで、メンバーが得意なことでイベントを実施し、そこで団体を紹介する時間をつくる。日頃から、似た思いがある人がいれば一緒に活動したいと周りの人に話す。といったことで、新しい人と出会いを持ちたいと考えている。

子育て世代の活動の強みは、子どもを通して未来を想像することができること。先を見て、よりよい社会をつくるためのアクションを起こせることだと思う。今後もゆるやかに、しなやかに、力強く、太宰府でアクションを起こしていきたい。

よしの えりか 1985年生まれ。福岡県男女共同参画センター「あすばる」嘱託職員。若い世代、子育て世代の人が難しいと感じる政治、暮らしに関わることを楽しく知る場をつくる任意団体「かたって、つないで」共同代表。

報告「第49回衆議院議員総選挙全国意識調査」

明るい選挙推進協会では、令和3年10月31日に執行された第49回衆議院総選挙に関する意識調査を、全国の有権者3,150人を対象に郵送調査法により実施しました。(有効回収率47.9%)

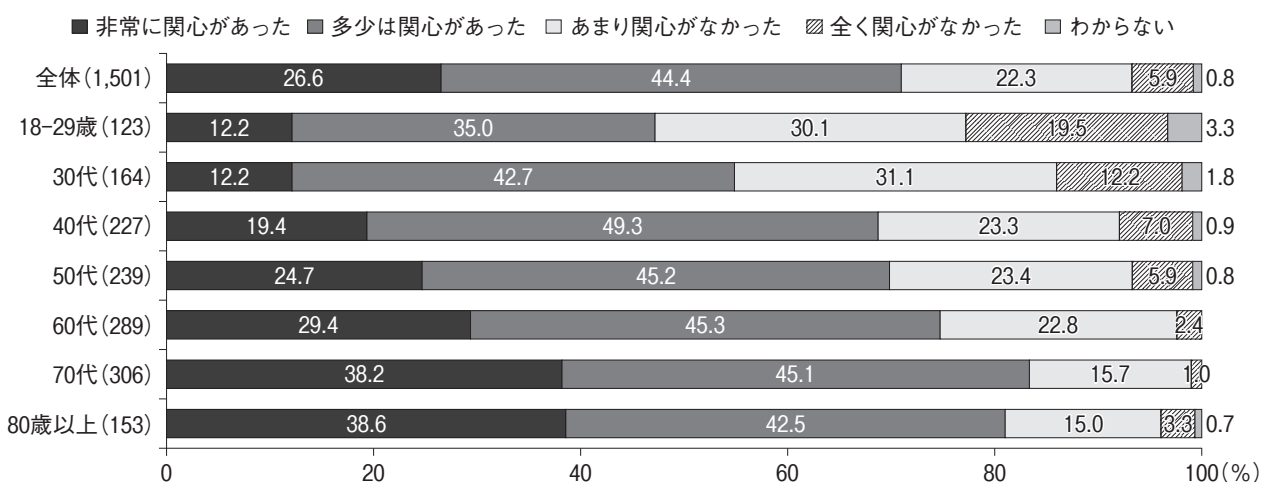
調査結果をとりまとめた報告書を、埼玉大学名誉教授の松本正生氏、東京大学大学院情報学環教授の前田幸男氏に執筆いただき、今号ではその一部をご紹介します。

なお、報告書の全容は当協会ホームページで公開しています。

(1) 今回の衆院選に関する関心度

「昨年10月31日に行われた今回の衆院選について、どのくらい関心がありましたか」という質問に対する回答結果は、「非常に関心があった」が26.6%、「多少は関心があった」が44.4%、「あまり関心がなかった」が22.3%、「全く関心がなかった」が5.9%であった。これを年齢別にまとめると「非常に関心があった」、および、「非常に関心があった」+「多少は関心があった」ともに、18～29歳から70代に至るまで、加齢に応じて比率が増加する。(無回答を除く)

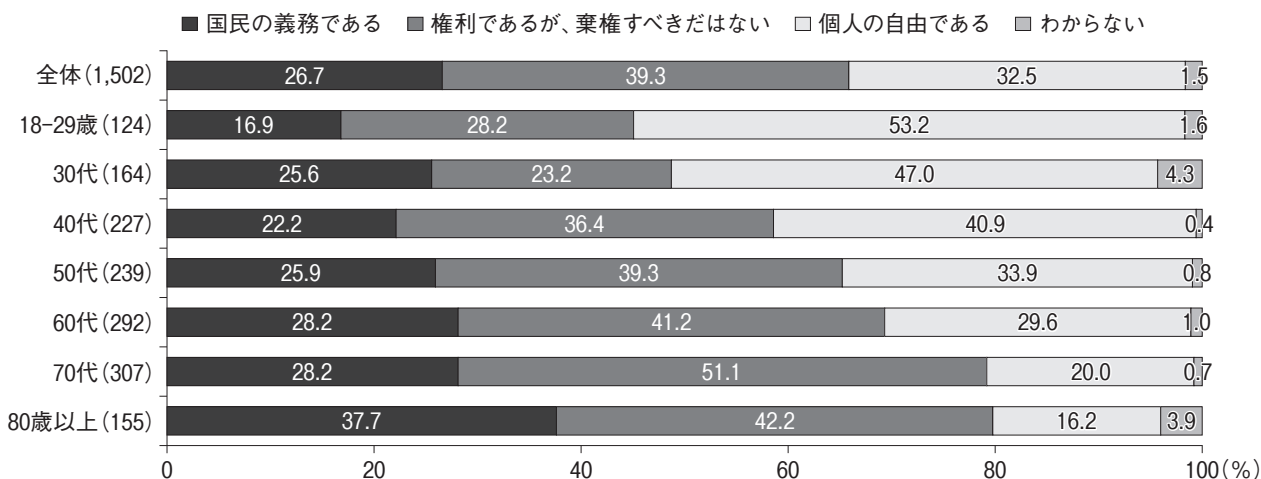
年齢別選挙関心度



(2) 投票に対する意識(投票義務感)

「ふだん、選挙の投票について、どれに近い考えを持っていますか」と尋ねたところ、「投票することは国民の義務である」が26.7%、「投票することは国民の権利であるが、棄権すべきでない」が39.3%、「投票

投票に対する意識(年齢別)



票する、しないは個人の自由である」が32.5%となった。

年齢別にまとめてみると、「投票することは国民の義務である」の比率は、全年齢の中で18～29歳が最も低い。この「国民の義務である」と「投票することは国民の権利であるが、棄権すべきでない」とを合計した割合は、最も低い18～29歳の45.1%と最も高い80歳以上の79.9%との間で35ポイントの開きが存在する。一方、「投票する、しないは個人の自由である」比率は、最も高い18～29歳の53.2%と最も低い80歳以上の16.2%との間に37ポイント差が存在している。（無回答を除く）

（3）棄権の理由

棄権の理由を年齢別にみていくと、「仕事があったから」比率の「若高－老低」型、「体調がすぐれなかったから」比率の「若低－老高」型など、大きな年齢差が見受けられる。また、全体で一位を占めた「選挙にあまり関心がなかったから」についても、若年層の割合が最も高く、年齢の上昇とともに比率が低下していく。一方、全体で二位と三位を占めた「適当な政党も候補者もいなかったから」や「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから」に関しては、年齢による顕著な相違は存在しない。

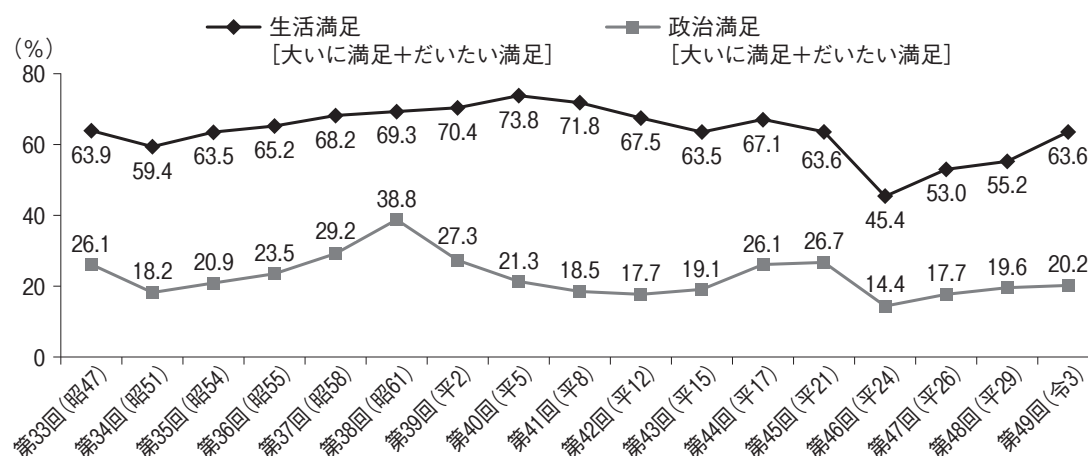
年齢別棄権理由

(%)

	18-29歳	30、40代	50、60代	70歳以上
仕事があったから	37.8	24.8	14.9	3.1
重要な用事(仕事を除く)があったから	22.2	9.1	8.9	3.1
体調がすぐれなかったから	2.2	9.1	15.8	42.2
投票所が遠かったから	8.9	2.5	1.0	7.8
今住んでいる所に選挙権がないから	8.9	0.0	1.0	0.0
選挙にあまり関心がなかったから	46.7	31.4	30.7	15.6
解散の理由に納得がいかなかったから	0.0	2.5	7.9	3.1
政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから	20.0	21.5	22.8	10.9
適当な候補者も政党もなかったから	17.8	28.9	21.8	21.9
支持する政党の候補者がいなかったから	13.3	9.1	8.9	6.3
私一人が投票してもしなくても同じだから	17.8	17.4	15.8	6.3
政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから	15.6	8.3	6.9	4.7
選挙によって政治はよくなると思ったから	15.6	14.9	14.9	12.5
マスコミの事前予測を見て、投票に行く気がなくなったから	2.2	5.0	3.0	6.3
天候が悪かったから	0.0	0.0	0.0	3.1
その他	4.4	13.2	11.9	18.8
わからない	0.0	0.8	0.0	0.0

（4）生活と政治への満足度

本調査では従来から、生活と政治に対する満足度を調査しているが、これまでの全ての調査で生活満足度は政治満足度よりも高くなっている。生活状況については、良いにしろ悪いにしろ、個々人の責任に属する部分があるために、ほどほどに満足度が高くなる。一方、政治については、自分の責任というよりも政治家の責任と考えるために、なかなか満足できないのではないかとと思われる。



イギリス議会の制度と選挙

立正大学法学部教授 岩切 大地



テムズ川河畔にそびえる「ビッグ・ベン」で有名なイギリス議会議事堂は、複数の建物で構成されているが、その中で最も古いものは1097年に建設されたウェストミンスター・ホールである。かつては裁判所も置かれたこの場所は、今でも議会審議の一部が行われるなど、現役で機能している。

歴史的な刻印があるのは、議会制度でも同様である。たとえば二院制は、庶民と貴族の代表者で構成された身分制議会の名残である。

今では、貴族院は、世襲貴族または貴族院議員から互選された92名のほか、各界から推薦され政府経由で君主から任命される一代貴族などで構成されている。定員はなく、現在のところ全766議席あるが、そのうち保守党は257議席、労働党は168議席を占めるにとどまり、その他クロスベンチと呼ばれる中立派の議員が184名いるなど、与党または主要政党が過半数を占めていないのが特徴である。そこで、貴族院は政府提出法案に対して重大な修正を行ったり、憲法委員会などの委員会が政府監督も積極的に行うなど、政治的なインパクトの強い活動を行うが、庶民院優越の原則を定める法律により、強い決定権までは持っていない。

他方で庶民院の議席は650であり、すべて単純小選挙区制により選挙される。なお、議席数について最近紆余曲折があり、2011年の法律は議席を将来的に600へ削減することとし、そのための選挙区改定案も2018年に策定されたが、2020年の法律は議席数を再び650に戻した。

歴史的に、議会が開かれるのは、国王が議員を召集してから解散するまでの間であり、議会制の黎明期には、議会とは国王が臨時収入を必要とするときだけに開く、単なるイベントにすぎなかった。しかしその後、次第に定期的に開催されるようになると、議会は機関としての実体を持ち始め、

1689年の名誉革命・権利章典の制定を通して、議会の決定を最高かつ絶対とする議会主権原則が確認されるまでに至った。これに伴い、議会の存続期間も法律で定められるようになり、現在、召集された日の5年後に解散することとなっている。実質的に5年が議員の任期である。

なお、任期満了の前に議会が解散する場合もありうる。議会の解散権は、首相がこれを自由に行使できるというのが長らくの慣行であったが、2011年の法律は、庶民院の2/3以上の賛成などの要件を課すことで首相の解散権を制限した。しかし、2022年3月に成立した法律は2011年法を廃止したため、解散権は再び首相の手に戻った。

庶民院議員総選挙と議会政

よく知られているが、庶民院の選挙制度は単純小選挙区制である。そして、このことが二大政党体制につながり、その結果、総選挙ではほとんどの場合、保守党と労働党のどちらかの政党が過半数を占める。選挙で過半数を得た政党は、党首を首相とする内閣を構成することになる。このようにして、事実上、選挙の結果は政権を左右する。

ところが最近、このような二大政党体制にも変化が生じている。2010年の総選挙ではどの政党も過半数を得られない「ハング・パーラメント」(未決定の議会)と呼ばれる状況が生まれ、保守党と自由民主党(Liberal Democrats)による連立政権が形成された。また最近では、スコットランドの各選挙区から選出されるのは、ほとんどがスコットランド国民党(Scottish National Party、SNP)の議員である。

このように、近年、第三党や地域政党が躍進するなど、伝統的な二大政党体制に動揺が見られる。この動揺は、EU離脱の可否が政党の枠組みを超え

て激しく争われた事実にも表れている。

選挙制度の概要

庶民院議員総選挙に関して、まず選挙権について見ると、選挙人として投票できるのは、18歳以上の、イギリス市民、選挙区内に居住するアイルランド市民、またはイギリス国内に居住権を有するコモンウェルス(英連邦)市民で、選挙人として登録した者である。このように一定の外国の市民が投票できることになっているのであるが、これは歴史的な背景によるものであると説明されている。ちなみに、アイルランドでもイギリス市民の下院総選挙での投票権が認められており、またいくつかのコモンウェルス国もイギリス市民を含めたコモンウェルス市民の投票権を認めている。

次に被選挙権に関して、候補者として投票用紙に名前が表示されるための資格は、基本的には選挙権と同様であり、18歳以上のイギリス市民、アイルランド市民またはイギリスに居住権を有するコモンウェルス市民であることである。その他、庶民院議員の欠格事由として、貴族院議員であること、公務員・裁判官であることなどがある。なお、出馬には供託金500ポンド*を支払う必要があるが、当該選挙区における総投票数の5%以上を獲得すれば、この金額は返還される。

2019年の総選挙

ここで総選挙の実例を見よう。2019年12月12日(木)に実施された総選挙では、登録選挙人は約4756万人、投票率(登録選挙人数に占める有効投票数の割合)は67%であった。ある調査によると、年代別の投票率は、18～34歳で54%、35～49歳で63%、50～64歳で72%、65歳以上で77%である。

なお、そもそも選挙人登録を行わない人も一定数いると考えられ、ある調査によれば、2018年の時点で18～19歳の登録率は66%、20～24歳は68%であるが、年代が上がれば数字は伸び、25～34歳

	選挙権	被選挙権	議席数	選出制度	任期	選挙運動
下院 (庶民院)	18歳以上 イギリス市民、 アイルランド市民、 イギリス連邦市民	選挙権と ほぼ同じ	650	単純小選挙区制	5年 (解散あり)	戸別訪問可
上院 (貴族院)	なし	なし	766* (定員なし)	君主からの任命等	なし	なし

*2022年4月13日現在

で74%、35～44歳で82%、45～54歳で90%、65歳以上で94%だった。

この選挙では保守党が365議席を獲得する大勝利を得たのだが、全国での獲得投票は1397万票(全体の44%)だった。労働党は202議席だが、獲得投票数は1027万票(32%)である。

なお、投票行動にも年代差が指摘されており、若いほど労働党に、高齢ほど保守党に投票する傾向があるとされ、この総選挙では特に顕著に現れたとされている。

おわりに

財産要件や性差別を撤廃することで普通選挙制を確立した歴史を持つイギリスの選挙制度は、今もその発展の中にある。そこで最後に現在の論点を一部紹介したい。

まず、受刑者(被収容者)に選挙権を認めない法律の規定は、2005年の欧州人権裁判所の判決が人権条約に違反すると判断して以来、10年以上にわたって激しい議論の対象であったが、これについて、結果的に法改正はされなかったものの、仮釈放の制度を活用することで対応された。

次に、在外市民の選挙権を、出国から15年までしか認めない「15年ルール」について、政府はこれを改正するための法案を提出している。今後の議論が注目される。

いわきり だいち 1979年生まれ。立正大学専任講師などを経て2017年から現職。専門は憲法。著作に「イギリス」大林啓吾(編)『世界の選挙制度』(三省堂、2018年)など。

*日本円で約80,000円(4月末現在)。

選挙啓発推進の前提となる 選挙の管理事務執行上の特色について



総務省管理執行アドバイザー・一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事 小島 勇人

選挙管理委員会が執行すべき選挙の管理事務、選挙の啓発事務その他の関係事務は、公職選挙法やその施行令等はもちろんですが、それに加えて各選挙管理委員会の定める規程等により、地方自治法の定めによって置かれる当該事務を司る書記長、書記その他の職員によって補助執行されるものです。

この補助執行に当たっては、取り分け選挙の管理事務が他の一般行政事務とはどのような点において異なり、あるいは特色づけられ、その結果いかなる点に留意し、どのような認識のもとに処理すればよいか考え理解することは、選挙人の選挙管理委員会に寄せる信頼を確保し、その職務を全うする上で極めて重要なことといえるものです。

そこで、選挙の管理執行事務の特色とされる点を示せば、次のとおりです。

選挙事務は高度の公正さ、的確さ、中立さが要求される

まず、「高度の公正さ、的確さ、中立さの要求」が求められます。このことは、選挙管理委員会の使命が、特定の公職に就くべき者を選出する選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保することにあるからです。

選挙の執行に係る重要事項の決定は、当然ですが、定足数を満たした選挙管理委員会に諮りその議決を要するものであり、個々の委員や事務局職員の個人プレーは許されません。このことは、高度の公正さ、的確さ、中立さの要求の観点からも守るべき重要なことといえるものです。

公職選挙法を始めとする選挙関係の法令解釈は、厳格であり、精密にされなければなりません。事務の執行においては、法的な裏付けを考え、つねに法令の検索と参照を行うことが必要とされます。また、法令解釈の理解を助けるために、行政実例や判例の参照も必要不可欠です。

そして選挙については、国又は地方公共団体の機関の法令に適合しない行為の是正を求める争訟で、選挙人たる資格その他法律上の利益にかかわらない資格で提起することができる民衆争訟、すなわち、選挙及び当選の効力に関する異議の申出、審査の申立、訴訟の途が開かれています。

したがって、事務上のミス等により、それを原因とした争訟を提起されないためにも、選挙事務の執行に当たっては、絶対に誤りは許されないという認識のもとに、慎重であると同時に、ミスをしないためにも、事務の節目節目において複数の目による事務内容等の確認を励行して自信を持って事に当たる必要があります。

選挙事務は集合的行為

選挙の管理事務は、種々な事務の連鎖であり、集積により成り立っています。それ全体をもって「選挙」といえるものです。

したがって、選挙事務においては各パート、各セクションそれぞれにおける事務の執行がすべて適正に機能していなければならないことが重要となります。

そして、一たび違法な行為が発生すると選挙事務は、手続きの集積でありその連鎖（一つひ

とつの事務が鎖のようにつながって独立した事務ではない。)ですので、当該違法箇所を再度正しくやり直したとしても、全体としてはもはや完全なものとはならず、以後の手続きに影響を及ぼし選挙管理委員会自体では、治癒することができないことともなりますので、万全な執行体制の確立を図る必要があります。

このため、職員の一人ひとりが委員となった気持ちで対応するという、選挙事務のプロとしての意識を醸成することが大切となります。

■ 選挙事務のスケジュール管理は極めて厳格である

選挙の管理執行事務に関する基本的法令で、特に、選挙の手続法という性格を有している公職選挙法や公職選挙法施行令は、その規定上、「期間、期限、時間」に関する定めが多くなっており、それらは、厳格に守られる必要があることも重要な点としてあげられます。

このことは、選挙事務の特徴的性格を表すものです。条文に規定された期間計算の解釈を誤り法定のスケジュールに誤りを生じると、選挙の規定違反として選挙無効の原因ともなり得ますので、この点からも期間計算について正確に理解した上で厳守が必要とされますので、期間計算を誤らず、タイミング、定められた期間内処理を強く心がける必要があります。

■ 選挙事務の執行は一時的、大量的事務処理

限られた期間や時間内に大量かつ厳密に法令でその手続き等が定められた事務を誤りなく、迅速的確に処理するためには、当該市町村における執行体制の確立が大きなポイントとなりますので、取り分け投開票事務の現場における実戦部隊となる長部局、行政委員会を始めとする全庁的協力体制によるマンパワーの確保が確実にとられるように、日頃から協力要請を行うとともに必要な意思の疎通を図っておく必要があります。

選挙事務を委嘱された職員は、忠実にその事務を執行しなければならないとする公職選挙法第273条(選挙事務の委嘱)の規定がありますが、この規定は、委嘱を受けた事務職員その他の職員は、臨時に選挙事務を委嘱された者であるという安易な考えから、その事務の執行において、誤りを犯すことのないように戒めるため、特に設けられたものであることに留意が必要です。

そして、選挙事務に従事する職員の一人ひとりが選挙事務は大量な事務処理を伴うことから、事務の物量に流されずに、なんといっても健康管理には留意することが大切です。

■ 選挙事務の執行は全国的事業

我が国の選挙の基本的要素は、「国民(有権者)」を中心として、その国民に交わるのが、立候補し、当選に向けた選挙運動をする「政党・政治家」と立候補の届け出の受理、投票、開票の執行を経て当選人を決定などの選挙の管理執行と選挙啓発の任に当たる「選挙管理機関」です。

これらに加えて、選挙における候補者の動向ですとか情勢、そして投開票の途中経過や結果について報道する「報道機関」、そして、選挙にはルールがありますので、ルール違反に対応するため「取締当局」が脇を固めているところです。

そして、国政選挙では、公示日の翌日から全国1,700を超える市区町村で一斉に期日前投票が開始されることを見ても、全国的事業の証左といえるものです。

*

以上粗雑ではありますが、五つの選挙事務の特色を認識し理解することをもって、選挙事務と選挙啓発を執行するための現場力醸成の一助となるものと考えられます。

協会からのお知らせ

■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

- ①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4
- ②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサン(東京都中央区)
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・株式会社ジック(横浜市)
各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市)
漬物製造・販売
- ・医療法人健佑会(茨城県つくば市)
整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、居宅介護支援
- ・社会福祉法人康済会(岩手県雫石町)
生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、デイサービス
- ・株式会社アクス(横浜市)
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究
- ・有限会社都市企画センター
生命保険・損害保険

市区町村明推協研修会等開催支援事業

協会では、市区町村明るい選挙推進協議会等が開催する研修会・講演会を支援するため、講師の謝金・旅費、会場費など開催に要する経費の全部又は一部を助成しています。より活用しやすくなるよう、令和3年度から助成額の上限を15万円から17万円に引き上げ、令和4年度も引き続き同額としています。対面開催だけではなく、オンライン開催でもご活用ください。詳しくは協会ホームページをご覧ください。

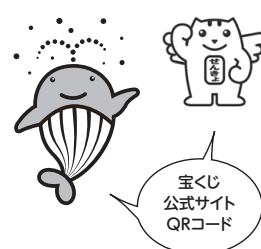
表紙ポスターの紹介 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和3年度)

田尾 菜々美さん 香川県 県立高松工芸高等学校3年(受賞時)

平田 朝一 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

18歳の8の文字から高校生が顔を出し、投票をしている姿が楽しく描かれています。文字も微妙に傾け、色も全て違うように配色するなど工夫されています。18歳からの選挙をシンプルに楽しく伝えています。

編集後記 今号の特集は参議院選挙でした。今度の参院選も投票率は特に気になるところですが、一方で投票の「質」も気にしなければならないことかと思えます。ただ単に投票するのではなく、例えば去年の衆院選で各党はどのようなことを訴え、何か成果があったのか、なかったのかなどを参考としながら、よりよい一票を投じたいものです。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈Twitter〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉info@akaruisenkyo.or.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

贈らない 求めない 受け取らない



～政治家の寄附禁止～

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と

私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や
会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったと
きの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が、選
挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をするこ
とは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されてい
ます。

※政党その他の政治団体や親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)に対
するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事・食料
の提供を除く)は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選
挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が
類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、
同様に禁止されています。

有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止されています。

イベント関係

お祭りやスポーツ大会への 寄附や差し入れも

寄附に当たり禁止されています。



行く予定のないイベントのチケットを 購入することも寄附に当たり禁止されています。



忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問
題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可
能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状(喪中による欠礼状も含む)や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状(電
報・ファックスも含む)を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が
選挙区内にある者に対し、慶弔(年賀や暑中・寒中や人の死亡など)や激励(地元高校の野球部への激励など)、支援への

こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は

寄附に当たり禁止されています。



政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、
政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す
場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

秘書が代理で出席して渡す場合や、 事前・事後に届けるものは

寄附に当たり処罰の対象となります。



- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできますが、
見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは
寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、
もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、 入学・卒業祝い、出産祝い、 開店祝いの花輪、 旅行への饂飩、 バレンタインデーやホワイトデー

など、慣習として行われているものも
寄附に当たり禁止されています。



病気や怪我に対するお見舞いも 寄附に当たり禁止されています。

その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の自治会等が
行う募金に応じることは寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われるバザーに物品を
提供することも寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの報酬やボーナスの一部を返納すること
も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条例等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して「ふるさと納税」を行うこと
も寄附に当たり禁止されています。

感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジ
オなどで有料広告(いわゆる名刺広告など)を出すと
処罰されます。このような広告を出すように
求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、
署名のみ自書したもの、
代筆のものは自筆には
当たりません。



宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



移動採血車



ユニバーサルデザイン施設
ピクニックテーブル



一輪車



宝くじ桜



こどもの国 ふれあい学び館



地震免震体験装置



星空観察映像展示施設



ドリームジャンボ絵本



消防団防災学習・災害活動車両



テント



総合検診車



フラワープランター

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>